

輸出国事前調査について

(マレーシア)

1. 調査期間等

- (1) 時期: 2012 年9月
- (2) 内容: マレーシアにおける食品安全管理体制の制度調査
- (3) 対象: 保健省、国立公衆衛生試験所他

2. 調査結果(概要)

(1) マレーシア政府の組織構造及び所掌業務

ア. 保健省食品安全品質課 (FOOD SAFETY QUALITY DIVISION)

保健省内で食品衛生行政を全般を所管する部局。食品の他に食品容器についても所管としている。食品安全品質課は9つのセクションから構成されている。

(ア) COMMUNICATION AND CONSUMERISM SECTION

食品の安全性と品質のプロモーション活動や食品の安全性と品質に関連した苦情や問い合わせへの応答を調整を行う。

- a 電話、手紙、電子メール及び訪問による問い合わせ等への対応。
- b ポスター、パンフレット、小冊子などの広報資料の作成・公開。

(イ) POLICY AND DEVELOPMENT SECTION

政策、人材育成、食品の安全性の監視プロジェクトやの情報システムの開発を行う。

- a 食品安全関連規制の計画、監視。
- b National Food Safety and Nutrition Council 事務局。
- c WEB サイトの運営維持管理。

(ウ) STANDARD AND CODEX SECTION

基準と関連規制の設定と CODEX、ASEAN などの会議の参加

- a 食品法の改正と公布業務
- b 食品規則 1985 と専門家委員会の事務局
- c 食品事業者に対する技術的なアドバイスの実施。
- d CODEX 委員会 Fats and Oils 議長国としての対応。

(エ) LABORATORY SECTION

保健省に所属する 14 検査施設 (10 の食品検査所、4 の公衆衛生研究所) の運営計画の実施。

- a 食品の理化学検査、微生物検査の実施。
- b 検査官の能力向上。

c 検査方法の開発

(オ)SURVEILLANCE SECTION

食品安全の監視とリスク評価の企画、調整。

- a 食品安全の問題・原因の特定
- b 食品安全監視調査
- c 食品安全リスク評価

(カ)DOMESTIC INDUSTRY SECTION

食品事業者による適切な評価の実行と食品安全評価システムの開発

- a フードサプライチェーンにおける安全保証のプログラム開発
- b GMP や HACCP の承認
- c ミネラルウォーター、氷雪製造施設の承認

(キ)DOMESTIC COMPLIANCE SECTION

食品法 1983 に基づく企画立案、活動のレビュー

- a 食品製造施設の検査と業務の停止
- b 食品検査のためのサンプリング
- c 営業許可
- d 特別行事(宗教行事)における監視
- e 食品中毒等の発生時の業務管理
- f 訴訟等対応

(ク)IMPORT SECTION

食品法 1983 に基づく輸入時段階における輸入食品の監視。輸入食品の監視は税関のシステムと連動した Food Safety Information System of Malaysia(FoSIM)により行われている。

- a 輸入食品のサンプリング・検査
- b 監視プログラムの策定
- c 輸入拒否などの措置の実施。

(ケ)EXPORT SECTION

輸出国の条件に適合する食品の輸出を行う。

- a 衛生証明書、自由販売証明書などの輸出証明の発行
- b 輸出国で拒否された製品に対する対応

イ. 国立公衆衛生試験所(National Public Health Laboratory :NPHL)

国立公衆衛生試験所は公衆衛生部門と食品部門、微生物部門、管理部門からなる。食品検査を取り扱う食品部門と微生物部門ではマレーシア産の食品、輸入食品、輸出食品の試験を実施している。食品部門では食品添加物、栄養成分、表示、遺伝子組換え食品、マイコトキシン、残留農薬、重金属について検査を実施している。微生物部門では、食中毒原因微生物、ノロウイルス等について検査を実施しているほか、試験方法の開発も行っている。

ウ. 連邦領クアラルンプール(WILAYAH PERSEKUTUAN KUALA LUMPUR & PUTRAJAYA)

クアラルンプールを含め他2都市は連邦地域省の所管のもと行政を行っている。各連邦領には各地方州政府の権限は及ばず、食品衛生に関しては保健省食品安全品質課直轄管理の下、食品のサンプリング、施設への立ち入り、営業の停止、苦情処理、食中毒防止啓発活動等の業務を行っている。

(2) 食品衛生に関する法律・規則

①食品法 1983(Food Act 1983)

食品衛生の基本法律。食品衛生上の健康被害と不正行為から国民を保護するための法律。食品の製造、販売における許容範囲を定め、保健省の権限や食品製造販売の範囲を規定している。

②食品規則 1985(Food Regulations 1985)

表示、食品添加物、食品包装、個別食品の基準及び規格、栄養補助剤等の要件について規定。

③食品衛生規則 2009(Food Hygiene Act 2009)

食品施設における衛生管理要件や食肉、魚等の取扱いについて規定している。

④食品照射規則 2011(Food Irradiation Regulation2011)

放射線照射の施設登録、食品毎の照射条件を規定している。

⑤フードアナリスト法 2011(Food Analysts Act 2011)

⑥食品中の残留農薬(PESTICIDE RESIDUES IN FOOD)

個別食品毎の MRL を規定している。

⑦マレーシア規格(Malaysian Standard)

食品を含む全産業を対象とした規格であり、コーデックスでの個別食品規格に基づき定められている。HACCP などの任意規格についても設けられているが、公的なハラル認証についても規定されている。

⑧動物保護法 1953(Animal Act1953)

動物の病気や人獣共通感染症の防止。農業省動物局が所管。

⑨動物保護規則 1962(Animal Rules1962)

農業省動物局が所管。

⑩漁業法 1985(Fisheries Act1985)

農業省水産局が所管。

(3) イスラム開発局

マレーシアにおけるハラル認証を所掌している機関である。認証を与えるためには書類審査と製造施設の視察が必要となる。認証が得られれば認定書を

発行され、製品にハラール認証マークをつけることが出来るようになる。ハラール認証は定期的な更新を必要とされる。ハラール食品の認証はイスラム開発局によりマレーシア規格(MS1500、MS1480)に基づき実施される。マレーシア規格には衛生的な取扱いに加えてハラール食品として必要な要件、製造上の取扱い、施設設備の基準等について規定している。食品製造等の施設の監視の際には、必要に応じて食品衛生の専門家である保健省の職員の他に宗教担当官が同行する。

マレーシアでハラール認証を受けた製品は、インドネシア、シンガポール等、周辺イスラム諸国においても認証を受けたものとして同国内に製品を流通させることができる協定を結んでいる。

(4)放射線照射について

食品法 1983 に基づく食品照射規則 2011 により規制されている。食品に対して照射を行うためには、放射線照射が可能な施設としての登録を受ける必要があり、3年ごとに更新を必要とする。照射をすることが可能な食品、放射線の種類、線量について規定が設けられており、照射処理を施した食品の包装表示には照射処理した旨の記載が必要であり、再照射は基本的に認められていない。食品の包装からも規定された線量が超えた放射線が検出されないようにしなければならない。

3. 参考法令(URL リンク)

①FOOD ACT1983

<http://www.agc.gov.my/Akta/Vol.%206/Act%20281%20-%20Food%20Act%201983.pdf>

②FOOD REGULATIONS1985

<http://fsq.moh.gov.my/v3/perundangan/food-regulations-1985>

③FOOD HYGIENE REGULATIONS 2009

http://fsq.moh.gov.my/v3/images/filepicker_users/5ec35272cb-78/Perundangan/Akta%20dan%20Peraturan/Food%20Hygiene%20Regulations%202009.pdf

④FOOD IRRADIATION REGULATIONS2009

http://fsq.moh.gov.my/v3/images/filepicker_users/5ec35272cb-78/Perundangan/Akta%20dan%20Peraturan/PeraturanIradiasiMakanan2011_eng.pdf

⑤PESTICIDE RESIDUES IN FOOD

http://fsq.moh.gov.my/v3/images/filepicker_users/5ec35272cb-78/Perundangan/Akta%20dan%20Peraturan/Pesticide_Residues_In_Food.pdf

以上